

月報

1989 11 月号



シンガポール日本商工會議所

PSA CONTAINER YARD (PASIR PANJANG)

〈目次〉

(1989年11月号)

シンガポールのコンピュータ事情……………	(NECシンガポール) ……	上地 進 ……	1
ガーデンシティの舞台裏あれこれ……………	(ランドスケープ・ アーキテクト) ……	稲田 純一 ……	6
タケノコ診療記—B型肝炎について ……	(日本人会診療所) ……	本多 気の子 ……	16
海南鶏飯—にぎり飯の話 ……		今中 太郎 ……	22
会員紹介 ……	(呉羽化学シンガポール、(株)日製エレクト ロニクス、Senri Electronics (S) Pte Ltd, 鳳彰シンガポール、第一証券、ミウラ・ アンド・アソシエーツ・マネージメント・ コンサルタンツ) ……		31
理事会の動き ……			35
9月の主な経済記事 ……			41
広報欄 ……			49
資料案内 ……			51
編集後記 ……			53

シンガポールのコンピュータ事情

NECシンガポール
上地 進

1. はじめに

シンガポールのコンピュータ産業及びコンピュータの普及は順調に成長しており、NCB（国家コンピュータ局）の調査報告書によれば、従業員10人以上の企業のうち、コンピュータ導入企業の割合は、1982年の13%、1985年の35%から1987年には59%と順調に伸びております。

また、在星日系企業約850社に於いてもすでに約550社（65%）の企業にて、コンピュータが利用されているものと推定されます。特に、コンピュータは、いまや企業の単なる事務処理の道具から、戦略的経営の重要な武器となり、いかにうまく使いこなせるかが、企業発展のカギとまで言われております。

そこで、シンガポールに於けるコンピュータの業界全般、各分野でのコンピュータ化の状況、日系企業でのコンピュータ導入に際する特殊事情及び注意点などを述べてみたいと思います。

2 コンピュータ業界概要

シンガポールは世界のコンピュータ生産基地の一つであります。特にパンコン及びコンピュータの周辺装置の輸出は年々大きく伸びており、電子産業全体の約半分を占めるに至っております。現在のところ日系企業によるコンピュータ及びコンピュータ関連の生産は少なく、程んどが Seagate Technology, Miniscribe, H. P, APPLE などの米国企業であり、程んどが米国向けの輸出であります。

一方、シンガポール国内に於けるコンピュータの高度利用の推進、コンピュータ要員の育成、ソフトウェア産業育成の為1981年にNCB（国家コンピュータ局）が設立されました。シンガポール政府は、特にソフトウェア産業の発展に力を入れており、ソフトウェア開発センター、ソフトウェア技術者養成機関の設立を強力に推進しております。これらの養成機関で毎年700～800人のコンピュータ技術者が養成され、現在コンピュータの技術者は8000人程度と言われておりますが、慢性的な不足が続いております。また

技術者のレベルに関しても10年以上の経験者は10%以下であり、質、量ともに今後引続き努力していく必要があります。

対日関係では、シンガポール政府からの要請に基づき1982年に日本・シンガポール・ソフトウェア技術研修所(JSIST)が設立されております。

3 各分野でのコンピュータ化状況

(1) 政府、公共機関

N O Bの指導の元に一元的なコンピュータ化が進められており、1984年までに主要10省庁へ大型コンピュータが導入され、行政面への利用は進んでおります。1983年に政府が購入した大型コンピュータの購入額はその年のシンガポール全体の大型コンピュータの購入額の約半分を占めるものであります。この中には日本製のコンピュータも含まれております。また、最近では日本製のスーパーコンピュータが政府系のソフトウェア・ハウスに導入され各種の解析やシュミレーションに高度利用されております。

(2) 製造業

約60%の製造業にコンピュータが導入されております。しかし利用している内容は経理、給与、売上、購買、在庫などの業務にとどまり、生産管理システムへのコンピュータの利用は、大企業を中心に約10%程度あります。この大きな理由の一つとして、経理、給与などは各企業程んど同じパターンの事務処理であり標準的なソフトウェア・パッケージにより比較的簡単にコンピュータ化出来るが、生産システムは各企業独自のパターンがあり、標準的なパッケージが使用出来るケースが少なく、各企業に合わせた改造や開発が必要となり費用的にも大きくなり、とりあえず最低限必要な業務のコンピュータ化がされているのが現状であります。

進出日系企業に於いても同様の状況でありましたが、この1～2年生産システムのコンピュータ化への気運が急速に進んでおります。そこで重要なことは、日本の本社とシンガポールなど海外工場の含んだ世界全体に通ずるマクロ的なコンピュータ化の推進は本社で設定されると思いますが、各国の具体的なシステムは現地の状況に合ったものでなければなりません。

特に生産システムなどは各国統一システムが必要と言われておりますが、

各国の環境を十分理解した上でコンピュータ化を進める必要があります。今や日本国内の生産ラインを円高、人件費などネガティブな理由だけでシンガポールに移すのではなく、シンガポールに移す事によって得る事の出来るメリットを十分に活用するポジティブな展開にすべきであり、その為には現地の環境を十分理解し、現地主導型にもっていく事が重要だと思います。

(3) 流通業

従業員10人以上の流通業の約7割がコンピュータを使用しており設置台数としても最っとも多い分野であります。大半のアプリケーションは、仕入れ、在庫、売上、経理であります。日本に比べデパート、スーパーに於けるPOSやバーコードの利用は非常に遅れておりますが、大手デパート、スーパーを中心に自社クレジット・カードや顧客管理には力を入れております。特にデパート、スーパーは競争が激化しており、コンピュータ利用による戦略的经营が必要ではないかと思ひます。一例として顧客にとって重要なことは、“良い品が欲しい時に気持ち良く買える”、事であり、その為には商品、顧客情報の収集分析や商品の鮮度、品質管理の徹底、クレーム情報分析、発注作業の効率化を推進し、デパート間の顧客サービス競争に於いて優位に立ち、売上げを伸ばしていく事があります。

(4) 金融業界

シンガポールの金融業界のコンピュータ化は最っとも進んでいる分野であります。特に顧客へのサービスは、年中無休24時間預金引出しサービスや銀行カードによる買物(NETS)などは日本よりも進んでいる面もあります。また、証券取引所もコンピュータによる株式売買システムを採用しており、リマイザーの端末機から証券取引所のコンピュータに株式の売買の指示が出来ます。

最近の話題としては、POSBと東京銀行に小切手のサイン照会システムが導入されました。これは小切手のサインを確認する為に従来はファイルキャビネットの原簿を取り出し照合しておりましたが、このシステムでは、瞬時にコンピュータの画面にサインを写し出す事が出来、客の待ち時間が短縮されます。今後はこの様に直接顧客サービスに結がるシステムの導入が増えると思ひます。

4. 当地でのコンピュータ導入について

日系企業が当地でコンピュータ化を進めるには次の方法が考えられます。

① 現地のソフトウェア・パッケージをそのまま使用する。

この方法は経理、給与、売上げなどの業務で比較的規模の小さいシステムで採用されます。この方法は短期間で少ない予算で導入出来ますが、業務のオペレーションをソフトウェア・パッケージに合わせる必要があります。

② 現地のソフトウェア・パッケージをベースに自社用に改造する。

先ず検討される方法であります。改造の割合いが20%以上になる場合はパッケージの使用をあきらめて、自社用に開発した方が得策であります。

③ 日本の本社で使用しているソフトウェアを現地用にコンバージョンする。

この方法で重要な事は、単に日本語から英語へのコンバージョンだけではなく、現地の環境に合った様に改造する必要があります。また、経理、人事システムなどは現地のソフトウェアを使用するケースが多く、これらとの整合性に注意を払うことも重要であります。程んどのケースが本社主導型で行なわれる為、導入後のソフトウェア・メンテナンスも、常に本社のコンピュータ部門に依頼する必要があります。

④ 自社用にソフト開発を行う。

ユーザの要求、仕様に合わせてソフトウェアを作るわけであり、開発期間が長く、費用もかかりますが、基本的に最っとも使い易いシステムとなります。この方法は開発を行う前に十分コンピュータ・メーカ、ソフト・ハラス及び自社のユーザ部門との納得いくまでの話し合いが必要であります。中規模以上のシステムでは、経理、給与などを除き程んどがこの方法になるのが現状です。

以上いくつかの方法がありますが、最終的にはメーカー、ディーラーの提案を十分検討し、具体的なコンピュータ化の方法を決めていただくことになります。技術的な検討は勿論必要であります。開発の方法、範囲、スケジュール、アフターサポートが最っとも重要であります。当地の主管者の方々は日常的な業務が忙しくコンピュータの検討まで手がまわらない方が、程んどと思いますが、最終的には現地の主管者が現地の立場で決定される事が必要であります。

当地に進出している日系のコンピュータ・メーカーやソフトウェア・ハウスには、日本人のエンジニアも多く常駐しており、的を得たアドバイスが出来るものと思います。

5. おわりに

以上、シンガポールのコンピュータの状況を述べましたが、今後コンピュータは増々身ぢかなものとなり、会社レベルでも個人レベルでもそれぞれの個性に合った使われ方がされるのではないかと思います。ファッションやレストランで個性的なものが流行する感覚に似ております。

私事で恐縮ながら、当方の自宅のパソコン（パソコンといっても性能からすれば10年前の数億円相当の能力はある）にはシンガポール証券取引所に上場している株式全名柄の5年分のデータがキープされており、毎日電話線より更新されております。このデータを使い各種グラフ、シュミュレーション、自動分析なども行なえるソフトもあります。将来はAI（人工知能）なども駆使し株価を予想しひとやま当てようと夢みたいな事を考えております。



ガーデンシティの舞台裏あれこれ

ランドスケープ・アーキテクト

稲田 純一

私は現在、シンガポール政府国家開発省公園レクリエーション局に、ランドスケープアーキテクトとして、6年目の勤務をしております。ガーデンシティとして広く世界に知られるようになりましたシンガポール政府の公園行政上、私の局に所属しました時期は丁度、第3期の量から質へと政策目標を設定しつつあった頃にあたります。私はシンガポール政府の要請により、技術協力とスタッフへの技術教育の為に雇用されました。私の以前にも、日本政府の海外援助プログラムにより多くのランドスケープの技術者の方々が当初より、この国のガーデンシティ構想の実現の為に力を注いでこられており、現在の状態は、この方々の御努力に請うところも大であります。

今回は、ガーデンシティの舞台裏を、政府の技術者としてではなく、一ランドスケープアーキテクトの立場から、私なりに、ガーデンシティの生い立ち並びに、その行政上の施策、実際の植物の植え付け等につきまして御紹介したいと思います。

• 30 Years Old Garden City

現在、見事に短期間の内に（約30年）、ガーデンシティとして整備されましたシンガポールの緑の行政の個々について申し上げます前に、その歴史をおおよそに分類してみたいと思います。

i) 初期の10年は、主にコモンセンスの醸成の為にキャンペーンと政策の作成発表に力が注がれ

- ・ガーデンシティ構想の発表
- ・国全体の植樹のキャンペーン
- ・ガーデンシティ政策とキープ・シンガポール、クリーン・アンド・ビューティフル・キャンペーンの発表

ii) 次の10年は、行政が、政策、キャンペーンを受けて実施に、緑の量を増やす為の様々な努力が払われ

- ・ ガーデンシティ政策の実施

- ・ クリーン・シンガポールの為のアクションプラン

iii) ここ最近の10年は、公園レクリエーション局も、Public Works Departmentの部であったものが、局に昇格して、緑の増加とその維持管理、そうして、単なる緑から公園及びレクリエーション施設の開発に力が注がれてまいります。

現在は、このような先輩達の努力を基礎に、施設内容のアップデート化、良質で適切なデザインの創造、エコロジーに対する配慮、ディスエイブルの方々への配慮、点としての緑のオープンスペースではなく、それらのネットワーク化等を模索しております。

こうして見てみますと、大袈裟に申しますと、ローマは一日にして成らずで、樹木の成長のすこぶる早い、ここシンガポールでの緑の行政の基礎工事から、上屋の建設には、 $\frac{1}{4}$ 世紀は最低必要であったようです。

ただ、月日の経過が単にガーデンシティを成長させたのではなく、特に人工過密の都市国家では、都市計画上の明確な方針と指導は、その骨格を形成するのには、なくてはならなかったようです。

・ガーデンシティ構想

ガーデンシティの構想は、古くは、よく知られておりますギリスのハワード、サーエベネザーの“Garden Cities of Tomorrow”（1902年）にまで溯り、イギリスに代表されますニュータウン政策、開発へと発展してゆきます。

シンガポールの場合1959年頃に、ガーデンシティのアイデアが提案されたようです。

国土は、年々の埋め立てにより漸次増加はしておりますが、約622.0 Km²、人口は約260万人強、人口密度は4200人/Km²で、人口規模は、大阪市の人口とはほぼ同じです。

限られた国土での都市国家の発展には、土地利用の効率化、最大限の有効化は必要不可欠ですが、それと同時に快適な生活環境の整備は、この国のキ

ーワードであったかと思われます。と申しますのは、効率化、最大有効化は、経済活動と密接にかかわっている訳ですが、天然資源に乏しいシンガポールに於いて、その経済活動を支える労働力としての人は、唯一重要な資源であるからです。常夏の国、赤道直下、北緯 $1^{\circ}09'$ ～ $1^{\circ}29'$ の日平均気温 24° ～ 32°C の猛暑の環境を快適化し、現在ほぼ、国民の85%以上にのぼる公共高層住宅の居住者の明日の労働意欲は活性化されなければなりません。住環境に於ける清浄な空気にも匹敵する“緑”によるガーデンシティの構想は、この為には賢明であったと思います。

現在よく言われるようになりましたアメニティーという言葉がありますが、都市のアメニティーと申します場合、最も基本的には、都市生活を保障致します都市の物理的な環境整備であります。

ガーデンシティの構想は、このアメニティーを保障する最も理想的な、人類の考え出した都市像と言えますでしょう。

・ガーデンシティの公園局 (Parks & Recreation Department)

シンガポールの都市計画は、計画法に基づいて、成されているわけですが、ガーデンシティを創造する為の、最も重要な基本的エレメントとしての緑とオープンスペースを直接担当しておりますのは、Parks & Recreation 局です。この局は、当初より、現在のような形であった訳ではなく、1967年にはほぼ現在の局に成長致します原形として、Public Works Department のユニットとして、統合されております。そうして、1968年には部に昇格し、1976年には現在の局に発展致しました。私はその当時、もちろんP & R局に居た訳ではないのですが、古い局員の話や、記録を読みますと、最も初期には様々の開発行為に関連して、主に、樹木や灌木の植栽を担当していたようです。

1976年の局への昇格後、本格的に緑の行政を展開しています。私の雇用されました時期は丁度、量から質への展開の時期に当たっております。シンガポールの古い写真等を見られますとおわかりかと思いますが、当初は決して、都市の緑やオープンスペースの整備は、今のように整然とはしておらず、P & R局の発展と共に、徐々に現在のような姿に近づいて来ております。

現在の Parks and Recreation 局の組織は、局長を筆頭と致しまして、4つのディビジョンと2つのボードから構成されております。

- コーポレート・サービス・ディビジョン
Corporate Services Division
- プラニング・アンド・マネージメント・ディビジョン
Planning & Management Division
- メインテナンス・ディビジョン
Maintenance Division
- ボタニック・ガーデン・ディビジョン
Botanic Gardens Division
- ボード・オブ・スクール・オブ・オーナメンタル・ホーティカルチャー
Board of School of Ornamental Horticulture
- ネイチャー・リザーブ・ボード
Nature Reserves Board

開発計画の策定、デザインはプラニング・アンド・マネージメント・ディビジョンで主にランドスケープ・アーキテクトが担当しておりますが、中でも、Horticulture Development Services Branch (H.D.S.B) と Maintenance Division は、ユニークな存在でして、H.D.S.B. のもとには、先に述べます、開発行為のランドスケープ計画にコメントする部門があり、この部門より、P & R 局は個々の開発行為のランドスケープリングに対して、指導ができます。又、この部門には、P & R 局独自の、所有します植物材料供給の為の苗圃が配置されております。基本的には、P & R 局の工事及び、メインテナンスで必要とされます植物材料の殆んどが、この苗圃から調達されます。現在は、チャンギ空港とパサパンジャン路の2ヶ所に集約化され、設備も灌水等はコンピューター制御されています。

メインテナンス・ディビジョン、この部で、シンガポール 622.0 Km² 内の緑地を一応、道路添緑地から、公園、ステイトランドの緑等々まで維持管理しております。シンガポールでは、イギリス統治時代からの習慣だろうと思われませんが、裸地は、おみやかに芝生の植え付けが行なわれ、基本的には、工事現場以外では、裸地として放置されているところはありません。小さい国とは言え、芝生の成長の早いこの国で、全土の芝刈りを含む、緑の維持管理だけでも筆舌に尽くしがたい努力が払われております。

ちなみに、予算の50%近くが、維持管理に支出されていることから、力の入れようと、その重要性が、うかがい知れます。植物を扱います局とし

ましては、当然のことではあるといえ、あるのですが、日本の実情と比べますと、私には当初、信じ難い数字でした。

●都市計画と公園行政

現在までの、P & R局を含めます、官民一体となつての、ガーデンシティー実現の為の努力は、並々ならぬものであったと聞きますが、中でも、開発行為に対します指導内容には、ユニークなものがあります。それらの内で特にシンガポールらしい現実的なもの等について触れてみたいと思います。

土地利用計画のマスタープランは、計画法に基づいて作成されていますが、ガーデンシティーの創造の為に、個々の開発行為に対する指導が行なわれています。Public Works DepartmentのDevelopment & Building Control Divisionが1983年に第2版として出版致しました各開発者の方々の為の“計画申請の為の手引書”の中で、特に“緑”に関します条項を拾い上げて見てみますと、

● Parks & Recreation Department の項に

“ガーデンシティー”像を創造しようとする現在の政府方針に沿い、申請者はP & R局に、計画及びランドスケープピングに関する要求事項を、申請書の申請前に、開発計画に対して、指導を受けることが望ましいとあります。

● Application for Erection and Amendment の項の第9項目に、申請に対して3部のランドスケープ計画図（造園、修景計画図）が添付されなければならないことが示されております。

次に、計画図に示されなければならない詳細項目のページの中で、

● Tree Planting

現況敷地内の樹木並びに、計画提案植栽樹木が、計画図に示されていないなければならない。

と義務付けられています。集合住宅タイプの住宅開発の項目のページにも、

● Plans to be submittedの項に、

6部のランドスケープ計画図が全体計画図と同じ縮尺で申請されなければならない。

と示されています。

以上のことは、開発行為に対して、ランドスケープ計画を義務づけていると解釈できます。

公園行政関係の法律と致しまして、1975年に施行されました Park & Tree Act があります。

最近その一部が改正されましたが、この法律は、公共公園、ガーデン、樹木、植物の保存と育成に関する又、それらに附随する事々の為の開発と保護と規制の為に定められたものとあります。

この中で、特に、シンガポールらしい条項を一部、簡略化して御紹介します。

- 何人たりとも、公園局長の書面による許可なくしては、近々の危険を去ける為の切り倒し…等、大臣が、公告により指定した件以外の如何なる空地に生育する幹周りが 1.0 m を超える樹木を切り倒すことはならない。

⋮
etc

- 樹木切り倒しについては、公園局長の書面による許可依頼申請が、ただし、その切り倒し樹木を可能ならしめる土地所有者もしくは、権利者によって成されなければならない。

- 新規道路又は、公共道路に面する空地又は土地の快適性を促進又は、保護する為に、公園局長は、土地占拠者に対して、

i) 樹木、植物の植え付け、そうして維持管理

ii) 雑草又は、長くなりすぎた草の手入れ

⋮
etc

について、警告してもよい。

警告に従わないものに対しては、2000ドル以下の罰金が課せられる。

- 正当な理由なくして、公園局長により維持管理されている道路敷草地又は芝生地に駐車してはならない……。

違反者は2000ドル以下の罰金が課せられる。

- 開発行為に対して、所轄官庁より許可を得た場合は、開発者は、

i) 許可された図面に表示された、樹木、植物は、許可された図面通りに植え付けられなければならない。

ii) 許可された図面に表示された緑地は、表示された通りに、開発されなければならない。

⋮
etc

以上の件で違反した場合は2000ドル以下の罰金が課せられ、それでも尚、違反がある場合には、1日100ドルの罰金その日数に加算される。

等々と記されています。御紹介致したのは、原文の概略ではございますが、緑に対して、かくも細く配慮し、かつ厳しく罰則が課せられているのは、如何にもシンガポールらしいですし、それだけ、真剣に取り組んでいる証拠かとも思います。

更に、アクトとは別に、各開発工事の中で、特に、緑化の必要性のある構造物に対しては、具体的に緑化の指針が、公園局より各開発者に示されています。その内容の一部を示しますと

- 道路沿いには、緑地帯を設ける。
- 背の高い生垣を、ゴミ収集所、分電所等の周囲に設ける。
- 樹木には、水と空気が必要であるから、順調な生育を保障するために、できるだけ広い雨水を土中に浸透させるための、舗装されていない地表面を、幹周囲に設ける。
- 植栽帯の幅は、少なくとも 2.0 m を確保する。
- 駐車場の中央分離植栽帯は、少なくとも 4.0 m を確保する。
- コンクリート擁壁は、ファイカスプミラ等の植物で緑化する。そのために最低 300mm の植栽帯を擁壁の前面に設ける。
- 歩道橋の視覚的なインパクトを和らげるために、緑化の為の植栽帯や植樹を構造に組み込む。

等々であります。

実施上は、例えばシンガポールでよく見かけます歩道橋の緑化も、当初は色々苦労をしたようで、古いものは、地表よりブーゲンビレアなどを橋脚部に這わせたりしていますが、現在では、歩道橋の標準図面に、植樹が排水、灌水設備とともに構造上うまく調和して組み込まれています。こういうことは、各専門分野の境界を越えた協力があって、また国を上げてのガーデンシティ構想の実現への情熱があつての成果だろうと思われます。

シンガポールの特色としまして、とにかくやると決まれば、徹底して、現実的にやってしまうという精神が、こと“緑”に関しても、かくも細かく指導という形で行なわれています。

このような細則と伴に、“土地”に対する国の政策が公共工事を都市計画に添い速やかに推進させる、原動力となっていると思われます。この国では、土地は国のものという大前提に国家が成り立っています。その為、公共目的

の土地利用が、最優先されます。

その一つの典型が、道路の標準断面図に示されておりますが、この超過密の都市国家でも、道路敷には必ず20mの緑地帯が両側に施工されます。この為、道路の開発と伴に、緑地帯が必ず先行して整備されることになる訳です。

以上、行政上のガーデンシティを支えます法律、指導等についてその一部を見てみましたが、このことは、土地が限られている場合でも、明確な土地に対する方針と、それにのる都市計画がある場合、この程度までの緑に包まれた都市形成は、可能であることを私どもに示しているものと思います。

・緑の地面を保障するTOP SOIL（表土）

ガーデンシティを実際に支えます最も基本的な、エレメントは、やはり、緑の地表面を創造します、“芝”です。熱帯におきましては、主に、カウグラスと言われます日本の通常の芝に比べましては、少し葉の幅の広い植物が一般に植え付けられます。この“芝”と“土”について少し触れております。

御存知のように、シンガポール全土、このカウグラスが植え付けられ、公園局のメンテナンス部門は、日夜、芝刈機を背負って、この草の成長速度と戦うことになります。

公園局の前身は、植物を都市計画に沿い植え付けることから始まりましたので、園芸的な基礎がしっかりしております。

例えば、植物に使用されます土は TOP SOIL（表土）と呼ばれ、土木用の SUBSOIL とは区別されております。植栽に際しましては、必ず、この TOP SOIL が使用されることが、義務づけられます。

カウグラス芝の植え付けを、例にとりますと、SUBSOIL 基盤上に、100cmから150cmの TOP SOIL の層を造った上で、植え付けが行なわれます。更に、この TOP SOIL には約25%のスラッジ（下水完熟汚泥）が混入されます。混入は、都市内の工事以外については、徹底して行われます。資源としてのスラッジの活用は、廃棄物の処理と、再生という一石二鳥の効用をもたらしますが、私はそれ以上に、非常に些細なことのようではございますが、このことは、とても大切なことを私達に示唆していると思っております。現在、地球上の資源が、有限であることが明白となり、それを大量消費致します都市文明から、吐き出される下水汚泥ですが、完熟して土に混入し、その上に

植物を植え付けることによって、植物は我々に緑の地表を創造、維持することを保障してくれます。植物のもつ限りない可能性と豊かさ、そして人間に対する優しさを示すエピソードであると思うからです。

このことを裏付けますように、一昨年12月に視察致しましたモナコの老練な公園担当官は、「万一、予算が十分でない時は、私はむしろ土に投資をしておきます。植物は、土さえよければ、そして育てる気持があれば、必ず十分に成長します。」ときっぱりと言っておりました。

• 130 Years Old Singapore Botanic Gardens

今回は、公園行政の舞台裏の一部を御紹介致しましたが、公園局の重要な部局と致しまして、他に、植物園がございます。イギリス統治時代は、プランテーション戦略の研究及び採集の現地ベースとして重要であった訳ですが、ガーデンシティに於きましては、むしろ、園芸的、植物学的な研究を通しまして又、外国からの優良植物の導入の紹介研究等で、側面的に、重要な役割を担っています。

最後になりましたが、今年130周年を迎えます植物園につきまして少し触れておくことに致します。1859年にマレーシアのペナン、インドネシアのボゴール、インドのカルカッタ、スリランカのペラデニアそして、モーリシャスのパムブルモウスの各植物園との連携の中で、熱帯経済植物の戦略基地として開設された訳です。これらの植物園は、有名な、1759年に創立されましたロンドンのキューガーデンを“母”植物園として活躍致しました。設立当時のシンガポール植物園のジャングル周辺には、虎が出没していたということです。植物園は、現在約50haの敷地をもち、2000以上の異なった植物が植え付けられ、図書館の蔵書は20000冊以上、収集されています。乾腊標本が60万点以上と、訪問されますと、仲々興味津々です。

私ども日本人にとりまして興味深いのは、1942年より1945年の日本軍占領時代、植物園内では、敵味方を超えて、日英、現地の研究者が、手を取り合って協力したという事実です。又、その当時は当然、日本人の研究者が、園長を務められました。

その当時の日本人園長、郡場寛教授の写真は、現在でも、園長室前の廊下の壁に、他の歴代の園長の写真伴々、飾られております。

その当時の心温まるエピソードは、

中公新書、「思い出の昭南博物館」

E. J. H コーナー著、石井美樹子訳

PHP 研究所「友情は戦火をこえて」

石井美樹子作、山中冬児絵

の二冊に詳しく述べられております。是非一読をおすすめ致します。

今回は、植物園について詳しく触れることはできませんが、上の本より一部を御紹介しますと、

「日本がシンガポールを占領したと聞いて、英人学者らは学者として果たすべきことを果たさず、われ先に本国へ帰還するか収容所入りをした。残された文化財と学問を、占領の混乱と戦争の非常時から守ったのは、日本人科学者たちであった……」

とあります。日本人にも関係の深い植物園は、その長い130周年の歴史を今年11月に祝います。マスコミを通じて皆様に伝達されるものと思いますが、会場にてお会いできればと思います。

とかく、空気のような存在の“緑”は、なくなって初めて、意識をするような感があります。古くは、バビロンの空中庭園や、エジプトのコートヤードの緑やはり、都市には“緑”が必要です。人類がその英知により、科学文明の発展を得た現在こそ、我々の住環境は理想としてのガーデンシティーに、限りなく近づきたいものです。

拙文によります御紹介となりましたが、今後とも努力を続けてまいりたいと思います。

（シンガポール政府国家開発省
公園・レクリエーション局勤務
技術士）

タケノコ診療記—B型肝炎について

日本人会診療所 本多気の子

健やかに生きるためには、それなりの知恵が必要です。特別むずかしいことではありません。日常生活でのちょっとした注意なのですが、案外知られていないことが多いようです。シンガポール日本人会診療所が開業して4年、毎日患者さんから同じような質問をうけ、同じような誤解に出くわし、そのたびに同じような話をくり返してきました。だからこれだけは知っていて欲しいことを、もっと大勢の方にお話しできれば良いかと常々思っていました。先日、日本人会婦人部の方に、B型肝炎についてお話する機会を得ましたが患者さんの立場から知りたいことが更に沢山あることが判りました。そして、ともすれば誰もが自分自身を見失ないがちな環境の中で、単なる知識の伝授に止まらず、健康を通して皆でいろいろ考える気楽な場を、これからも作っていきいと思いました。B型肝炎については、以前南十字星にも書きましたが、今回は先日の講演会の内容をふまえて、書いてみました。

〈島流しの恩恵〉

「シンガポールにいらして一番嬉しいことは何ですか？」

1984年暮に来星したときこう聞かれて、迷わず答えた。

「B型肝炎のワクチンをうけられることです。」

その当時日本ではまだB型肝炎のワクチンは一般に許可されていなかった。一昨年三重大学附属病院で採血針を指に刺し、医療従事者が劇症肝炎で死亡した事故がマスコミに大きく報道された。御記憶の方も多いと思う。それを機会に“肝炎ってコワイんですね”ということが知れわたったようだが、このような医療事故は、以前からどこにでもあったことだ。有効な予防法や治療法が確立されていない疾病に対して、“いたずらに人心をまどわすような報道”はできない。だから、それらの事故は密室に葬られてきた。私も劇症肝炎で同僚を失った。明日は我が身と誰もが思った。B型肝炎の患者さんやキャリアにまつわる様々の人生ドラマに出会い、人の心のかなしさ弱さを垣間見てきた。ワクチンさえあれば……と、その都度痛切に思った。「こんなに簡単にワクチンがうてるなんて、夢みたい！日本の同僚達に先がけて接種をうけることが、申しわけないくらいです。」

「島流しの代償。そのくらいの恩恵は当然でしょう、ね。」

〈A型・B型・非A非B〉

肝炎ウィルスは、A型、B型、非A非B型の3つに大別されている。非A非B型というのは文字通り“AでもなければBでもない”、肝炎ウィルスのことで、その本態が不明なため一括してこう呼ばれているが、少なくとも3種類のウィルスがあると言われている。

A型肝炎は、患者の便中に排泄されたウィルスに汚染された水や海産物などから経口的に感染する。潜伏期間は2～6週。シンガポールでは、ホーカー・センターのオイスター・オムレツや赤貝もどき（名前を知らないが、半生でいかにもおいしそうな貝）がアブナイ。“1ヶ月前に生の貝を食べませんでしたか？”と聞くと思えば患者さんが多いようだ。臨床症状は強くても、慢性化することはない完治する。日本人の高年層の多くはすでに抗体を持っている。現在のところ、ワクチンは市販されていない。

B型肝炎は血液や体液を通して感染する。（表1）潜伏期間は2～6月（平均70日）、母子間の垂直感染（産道感染が主体）と、それ以外の水平感染の2つの感染様式がある。また、急性（一過性）感染だけでなく、慢性（持続性）感染の形をとる。成人が急性B型肝炎にかかっても、ふつう6～8週で完治し、慢性化することはほとんどない。しかし、免疫機構が不十分な幼少時期の水平感染や、母子間の垂直感染では、持続感染（キャリア）の形をとることがある。

「黄色い血という言葉覚えておられますか？輸血用の血液を売血に頼っていた頃、輸血後肝炎は社会問題となっていました。（1965～68年、輸血後肝炎の発症率は25～30%だった。）その後献血制度に切りかえられ、1973年からはB型肝炎の抗原検査も一般化されたため、輸血後のB型肝炎は日本ではほとんどみられなくなりました。」

「その他、B型肝炎ウィルスの存在下でしか増殖できないデルタ肝炎ウィルスがありますが、少々話がこみいるため、詳細は別の機会にゆずります。」

非A非B型の感染経路は、B型肝炎ウィルスと同様に血液や体液を介して感染するものと、A型肝炎ウィルスのように糞便を介して経口感染するもの

とがある。潜伏期間は2週から半年。現在輸血後肝炎の発症頻度は10%以下、うち95%以上は非A非B型。そのうち30%以上は慢性化する。即ちB型同様持続感染の形をとりうる。A型、B型と異なり、抗原や抗体のチェックができない。従って診断は“AでもBでもない”ことを証明する除外診断となる。当然、誰がキャリアであるか判定はできない。(あなたもそうかもしれない)「非A非B型肝炎ウィルスを輸血の場から完全に除外することは困難です。しかし、より安全な血液の使用や、ウィルスの解明に必死の努力がなされています。このウィルスに対して、私達が新たな地平に立つ日も近いだろうと期待されます。」

(表-1) B型肝炎ウィルスの主な感染経路

①血液を介する感染
輸血後のB型肝炎
医療従事者の刺、切創事故
②母子間の垂直感染
乳幼児間の水平感染
③体液を介する感染
性的接触

〈抗原・抗体・免疫力〉

私達の身体は疫い(病気)を免がれる力(免疫能)をそなえている。細菌やウィルスなどの外敵(異物=抗原)が侵入してくると、それを排除するため全力をつくす。ちょうど城を守るために堀や城壁をめぐらし、武器や忍者をあちこちに配置するのと同様。免疫にも多種あるが、抗体は鉄砲玉などの“とび道具”にたとえられる。外敵(抗原)が一度侵入してひとあはれすると、その敵(抗原)に対する鉄砲(抗体)が作られ、次に同じ敵(抗原)が侵入してきても、かつて作ったとび道具(抗体)でやっつけてしまうというわけだ。

「ワクチンと^{ガンマ}γグロブリンの違いは？」

「身体に鉄砲を作らせるためには、その敵を認識させなければなりません。

生体に被害を与えず、しかも敵の特徴を認識させるために敵を弱毒化したり、その表面構造の一部分だけを侵入させるのがワクチンです。生身の敵と聞くと勝ち得た鉄砲ではありませんから、少々^ひ弱で一定期間後追加接種（ブースター）が必要です。

γグロブリン注射は、敵と一戦まじえるために、他人が作った鉄砲を排借して一時しのぎをするものです。自作の鉄砲ではありませんから数ヶ月で効力を失います。身体は鉄砲の作り方を知りませんから免疫力は一時的なものです。」

〈エイズ抗体との相違〉

「今のお話よく判りました。B型肝炎の場合抗体があれば大丈夫というわけですね。しかしエイズの場合、抗体を検査しているのではないのでしょうか？陽性なら感染しているということになり、鉄砲を持っているのにおかしいなと思うのですが……。」

「おっしゃるとおり一番混乱しやすいところです。基本的には抗原は敵、抗体は鉄砲と考えて間違いありません。しかし鉄砲の中にもいろいろあります。敵に致命傷を与えることのできる抗体を中和抗体といいます。B型肝炎の場合、^{エイチビーエス}HBs抗体がこれに相当します。一方、“エイズウィルス”（HIV）の場合には、抗原を簡単に検査する方法がまだないため、抗体を検出することによって間接的に感染を証明しているのです。しかもその抗体は中和抗体ではないので敵に致命傷を与えられないのです。水鉄砲にペンキを入れて打っているようなものです。」

「やっと今までの疑問が解決しました。」

〈感染と発症〉

ウィルスに感染しても、症状がでないこと（不顕性感染）や、ちょっとした下痢やカゼ程度に考えて過ぎてしまうことが非常に多い。ウィルス肝炎の臨床症状は、不顕性感染から劇症肝炎まで実に多彩。ウィルスの毒力（数）と生体側の条件（免疫力等）によって決まる。

「健康診断のとき、B型肝炎の抗体陽性といわれました。ワクチンをうけた

ことも、肝炎にかかったこともありません。おかしいなと思っていましたが、こういうこともありうるわけですね。」

「そのとおりです。」

〈キャリアの感染源〉

「母子間の垂直感染ではキャリアになりやすいとのことですが、私の両親も兄弟も皆B型肝炎の抗原陰性です。私一人がキャリアなのですが、(表1)の中には思いあたるふしがありません。」

「私達の小学校時代、集団予防接種に同じ針が使われていたことを覚えていませんか？ 日本のB型肝炎ウィルスキャリアは2〜3%といわれています。予防接種の針から感染したこともあったでしょう。今では決してそのようなことはありませんが、昔は予防知識が普及していなかったため、母子間感染以外に幼少児期の水平感染がおこる機会が多かったと思います。」

〈同じ穴のムジナ〉

「私はB型肝炎ウィルスキャリアです。ある医療施設で働いていましたが、そのことが知れると、食器は別にされ、歯科医からは診療を拒否され、ひどい扱いを受けました。同僚達は生半可な医学知識があるだけに、何を言っても無駄でした。ずいぶん頑張ったのですが、とうとう居たたまれなくなって辞職しました。もう二度と働く気にはなれません。」

昔結核、今エイズ。確実な予防や治療の方法がないと、病気に対する恐怖がふくらむ。ふくらんだ恐怖が一人歩きを始めると、陰湿な差別や偏見をうむ。患者は病苦に加えて、それらの苦痛とも闘わねばならない。

「それはつらい思いをされましたね。昔はB型肝炎ウィルスに対する知識が普及していなかったため、漠然とした恐怖にかられて、よくそのようなことがありました。幸い今ではワクチンもうてるし、予防や治療法も進歩しました。赤ちゃんへの垂直感染の防止、あなた自身の定期的肝機能検査、そして他人への配慮、即ち血液の始末や日用品を専用にするなどの基本的注意を守っていれば心配御無用。キャリアだからとひけ目を感じる必要など全くありません。

ん。“汚染された身体”だとおっしゃいますが、地球上にはB型肝炎以外にも沢山のウィルスがあります。非A非Bのように、まだ検査法のないものや未確認のウィルスについては、誰がキャリアなのかも判りません。あなたの昔の同僚だってそうかも知れない。私もしかり。地上の生物皆同じ穴のムジナでしょう。今お話ししたような注意は、あなただけでなく皆が守るべきことです。

いつまでも過去のでき事にひきづられて閉じ込もっていたら、未来まで台無しです。つらい経験を、これからどのように生かされますか？さあ、あとはあなた次第。」

ワクチンももはや“島流しの恩恵”とは言えなくなった。ひとつの疾病に対する社会的評価の変遷を肌で感じると共に、過去の苦い経験から何を学んだかが、今私達に問われていると思う。



海南鶏飯—にぎり飯の話

今中 太郎

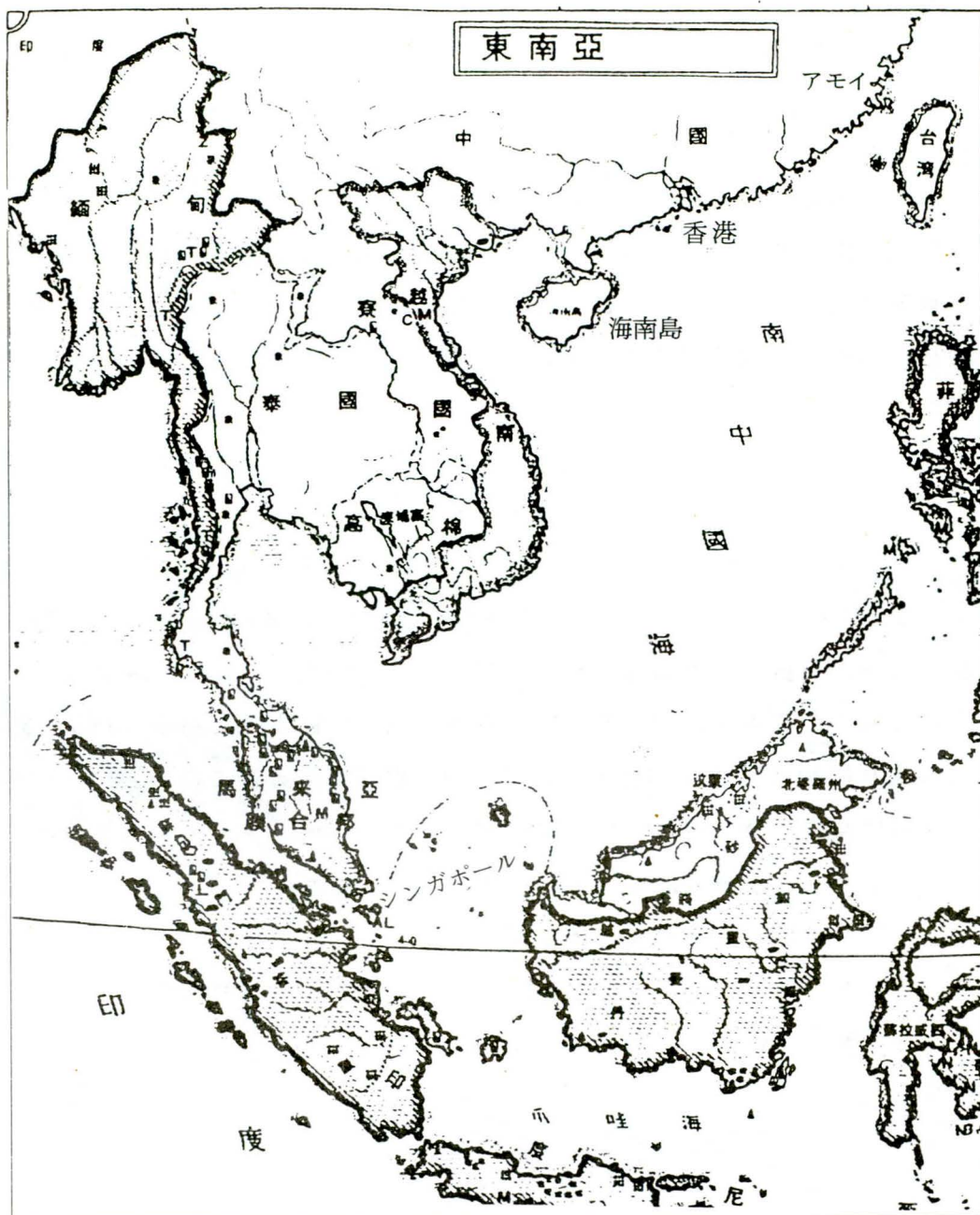
二百五十種はあるといわれる北京の満漢全席のような宮廷料理には入っていないがシンガポールの庶民の食べものに鶏飯がある。日本にこれだけ中国料理が普及しているのになぜ鶏飯を知らないのかと思うが、もともと伝統的な広東、北京の料理には鶏飯のようなものは番外にも入らなかったから正統なものしか紹介されなかった日本人の知識の外だったに違いない。

その料理の内にも入らない鶏飯は当地では“馳名”海南鶏飯とよばれる名物（馳名）で、名物にうまいものなしというのがここのは看板に偽りなく、ストリートタイムスの調査ではタクシーの運転手はツーリストにどこかうまいものはないかと尋ねられるとチキンライスが一番にあげるそう。もっとも西洋人はあまりチキンライスを好きだとも思われないからこのツーリストは近隣諸国からきた中国人ということだろう。とにかく食べるのが生き甲斐のように見える中国人の間でも海南鶏飯の評判はよく、今まで嫌いだという人にお目にかかったことがない。

この海南鶏飯が開発された海南島は島といっても九州と同じくらいの広さがあり、人口六百万。鶏の祖先は東南アジアのジャングルに今も生息している赤色野鶏で、だから名古屋コーチン種のもともとの原産地もコーチシナとよばれた今のベトナム、そのインドシナ半島に近く位置し南シナ海の一部にある海南島が鶏飯の発生の地といわれてもうなずける。

さてシンガポールの店でだす鶏飯は鳥肉のほうが飯よりも多いので飯付き鶏といったほうがよくあたると思うが英語に翻訳されるとチキンライスになるものの同じ名前でも原語がフランスのピラフドチキンからきた日本のとはかなり違う。

鶏飯はコーヒーと並びたって海南島の人達が得意とする名物料理、といっても街のホーカーで売っている類いに過ぎず、いってみれば松阪の牛肉ではなくて三島のさつまいものようなものだろう。だからちゃんとしたレストラ



ンの形態のあまりヘヴィーなものではなく屋食が主で夜は店をしめるところが多い。

1930年頃に中国広東省海南島東海岸の文昌県で伍玉葵というものが鶏専門の食いもの屋を開き、店の名も自分の名字そのままに伍玉葵としていた。だがその鶏の仕入れ方が至極かわった百姓泣かせで、毎日かれらがもってくる鶏

一籠十数羽のうち、買うのはほんの数羽。その選ぶ基準がまず若い雌鳥、それも卵を産んだことのない処女鶏や卵をながく産みつづけているのはだめで産卵を一、二度したのがベスト、更に頸や脚の短いのはダメ、腎部がさがったのもだめだそうでなにやら色好みの人間の女性を選ぶ基準に似ていなくもない。

これを裏庭に放して二、三日養い、それから料理する。一日に料理する鳥の数は一定でそれが売れるとその日の商売はやめにしたのだが人はこの店の鶏料理は文昌で一番ということで文昌鶏飯とよぶようになり、ついに創業者の伍玉葵の名前は文昌鶏飯の名にかくれて忘れられてしまったそうだ。

海南島

広東省の一部であった海南島は地味が肥えておらず、それで海外それも特に南洋一帯、なかでもシンガポールに移民したものが多かった。

以前はノースブリッジ路とミドル路交差点からそごう百貨店あたりまでは Middle Road, Purvis Street, Seah Street の三本の道も海南一街、二街、三街の俗称のほうがよく親しまれていたようにこのあたりはもともと海南人が多く住みついでいて、だから彼等の総本山である 琼州会館もこの辺りに居を構えておりそこには海南人が信仰する廟もある。

さらに海南人のたべもの屋も何十軒とあり、今はパダンの前の海岸ぞいにあるサテクラブも以前はミドルロードの突当りにあった。

中国書の本屋や西洋文化の象徴でもあった、皮靴屋なども十数軒つつあって、チャイナタウンの繁華街よりは少しは文化の匂いのする街であった。

もっとも近所にある海南街という正式の名前をもつ長さ 200 メートルばかりの道路一帯はシンガポールの経済が現在の百分の一ぐらいしかなかった九十年ほどの昔には、日本、の唐ゆきさんが千人あまりもいたため俗称日本街としてつとに有名であったようにミドルロード一帯はオーチャードが栄える前はチャイナタウンに次ぐ歓楽街でもあったので、だから伝統的に今でもラウンジバーなどが多く集まっている。

この旧繁華街の主たる住人であった海南人は料理も広東風とはちがい、チキンライスやスチームボートや牛肉麵、マトンスープなど庶民的ながら有名なものが多い。これはなにも海南人が昔からうまいもの食い（女性は一日に五

回飯を作るという)ということのみならず、当地へ移民してきた男性はコックやホテルのボーイになったものが多く、そのため食べることについては日常手近かなところにあっただけでその開発もしやすかったということだろう。だから小さな咖啡店から出発してレストランやホテルの経営者になって財をなした人も多い。

チキンライスと映画

このミドルロードに五十年ほど前に海南島文昌県から土匪に追われて当地へ移民してきた莫履瑞というものがいた。始めは咖啡店の下働きから出発し、天秤棒を担いで行商のホーカーのチキンライス屋からついにミドルロードでスィキー瑞記という屋号の鶏飯屋を始めた、昔風にいえば立志伝中の人物だ。瑞記の瑞は名字の一字で記は中国式の屋号だから山田長太郎という人が八百屋をはじめめるについて屋号を八百長とするようなものである。

莫履瑞は彼独特の味つけで文昌鶏飯を売りだしたがその店を特に有名にしたのは広告映画であった。

1960年代になって世界的に画期をもたらしたプロパンガスが市販されはじめたが、当地もその売込み競争が激しく中でもシェル石油がこのbottle gas、つまりビン詰めのガスのマーケットを一手に握るべく連日連夜その広告を各映画館で上映したのである。当時の娯楽と言えは映画しかなく、だからシンガポールの財閥といえは映画産業がトップであった頃で全島の映画館で雨あられのごとく広告したのでこのボトルガスは車のガソリン以上に名が広まったがさらに有名になったのが広告映画の中でプロパンガスを使ってチキンライスを作っている莫履瑞だった。おかげで瑞記(スィキー)鶏飯(カイフアン)は高名になり、シンガポールのどこでタクシーに乗っても運転手に瑞記(SWEE KEE)といえは黙って連れていってくれようになった。

今は飽食時代でチキンライスなどは道ばたのホーカーでいくらでも安値に買え、その連想から海南島では昔からいとも手軽にこのチキンライスを食べていたと想像していたので若い海南女性に「あなたのお国ではいつも鶏飯をたべているんでしょうね」とたずねたら、なんて非常識なことを訊くのかとい

う顔つきで「もちろんよ、特に私の先祖の出てきた東海岸の文昌は鶏飯の発生地だから昔から毎日のようにたべますわ」といわれたがどうも腑におちないところがある。というのは神戸に住んでいたころ、父親につれられて一家五人が有馬温泉の近くの祖父の生家へ一泊旅行した折その親戚が我々一家歓迎の印としてむこうの家族五人、合せて十人のために料理してくれたのがオンドリー匹であったのを思出したからだ。食いものの恨みはこわいというのが我々食べ盛りの兄弟には量が少なかった。

これは戦争が始まって間もない四十数年前のことでまだ食糧も払底していなかった時でもこんな事情であったことを思いだしたからである。そこで海南島から二十歳の時にシンガポールに移民してきたという八十才近い老人に問いあわせたところやはり戦前の海南島では鶏一匹は貴重品で正月と結婚式などのおめでたの御馳走を食べる時以外は口に入らず、それも旨いので有名な文昌の鶏は村の金持ちの結婚式によばれて食べたのが始めて最後だったとのことで自分の推理に安心した次第だった。

まず作り方だがトリ一羽の脚、内臓をとってからよく洗い毛抜きで丹念に毛を抜く。トリの表面に薄く塩をすりこみ、腹にニンニク8かけ、しょうが2かけ、ねぎ2本、酒茶さじ2を入れ、沸騰した2リットルの湯に塩小サジ1を入れたのにつける。ふたをしないままで沸騰したらそのまま二分間続け、その後はトロ火にして蓋をとらぬのがコツ。三十分間ぐつぐつ煮たらとりだし冷水に五分間浸して引上げ、油をぬって光沢をつけ適当に切って大皿に盛るが切り方にコツがあるようで店では羽、胴、脚と色々分類して売っている。次に600gのタイ米を1000ccのラードで軽く炊め塩小さじ2、味之素小さじ1、それにさきほどの鶏をゆでた残り湯をつぎこみ炊飯機で炊くとあのほどよく味のついたライスができあがる。

ツマとしてキュウリ二本、トマト小4コをうす切りにしてチキンの下に敷いてもりをよくみせ、好みであの臭いチャイネーズパセリを二本適当にきってのせる。

問題はタレだ。タレの作り方は理屈の上ではみんな周知だができあがりには千差万別でこれは作る人の技量次第としかいいようがない。

まづジンジャーソースはチキンをゆがいた残りのダシ適量に塩、味之素、砂糖、ジンジャーをまぜあわせて一日寝かせ、チリソースは赤唐からし、塩、湯、ライム汁、酢をあわせて六時間ねかせる。

瑞記ではチリ、しょうが、ブラックの各ソースと醤油の四点がセットになってテーブルにそなえてありチリとしょうがをまぜて好みのタレをつくるが子供は醤油と書いてもタオユと読むどろりとしてまっ黒に色がつくブラックソースを好むようだ。

スープにはちりれんげがそえてあるがこれは中華式、キャベツの千ぎりが入っているのが洋食式、だから中洋折衷だ。この地中海原産の野菜は日本へは1850年代に鑑賞用の色キャベツとして導入されたが食用のは明治になってからがはじめてである。だから日本で洋食とされるトンカツに銀座の煉瓦亭が千ぎりのキャベツをつけたのは大正時代、そして大阪では戦前はお好み焼きを洋食ともいっていたようにキャベツやソースは西洋を象徴する食べ物でありシンガポールでも大体そうだったとおもわれる。

そんな訳で昔からチキンライスという英語式のよびかたが鶏飯というよりもポピュラーだったし大抵の店では原則的には箸ではなくスプーンとフォークをだす擬似洋食の形態をとっているのが紙ナプキンも20センチ角のが一枚だけ申し訳程度についているのである。

客はチキンライスのほかに必ずといっていいほど薏米水（イミツイ）という大麦のかすをわざと残して古い牛乳瓶につめた自家製のバリーウォーターを注文したものが今はメーカー品にかわってしまった。

瑞記の店は元々二つの店が一つになったのでだから表は二軒の店構えでも内部は一つだがおかしいジンクスがあって昼は左側の一階と二階の冷房室のみ営業、昼食の営業時間が終わると今度は右の一階だけ開けて左は閉じてしまうので当然二階のエアコンの部屋は使えない。なんの理由でそうなったのか訊いてないがこれは過去二十年間変わっていない。

店の入り口の頭身大のケースには毛をむしられゆであげられた鶏がごろごろ並べてある。店の内部はなんの飾りもなく中国の大理からきたと思われる昔風の安手の大理石の丸テーブルにイスがあるだけでひどくシンプルである

が、ここには高給駐在員といえども毎日あきずに行ける高級レストランは十指に満たず日本食屋が一軒しかなかった昔はホーカーには人目もあって行けないが瑞記ならそこそこハイクラスだしエアコンも当時にしては珍しいというので運転手をつかってでもロビンソンロード（セントンウェーは海運倉庫街であった）から昼飯に来る人が少なくなかった三十年前はモダンだったスイキーがそのままにある。そして昔からおかしなことにスイキーの客は中国人90%と印度人10%だけでマレー人は絶対に来ない。鶏だけで豚は使わず、だからイスラム教タブーに抵触しないとおもうのだがやはり中国人の経営する店は信用ならないらしい。

鶏は今でも毎日、店の奥で生きたのを料理しているが、地鶏とはいっても大型養鶏場からの仕入れであると思われ、だからスイキーも今は味が落ちたとなげく客もいる。海南島の伍玉葵の鶏の選びかたを継承しろとはいわないまでもやはり犬猫に追われ、みみずを食い、かしわと呼ばれていたころのがおいしかったような気がするが、それでもシンガポールではマンダリンホテルのに限らず、どこのに比べてもスイキーが一番旨いと思う。

この瑞記は味といい店のたたずまいといい、どんな気難しい日本の社長や年寄りにもうけいれられるが只一つ鳥の毛肌をみると自分の毛肌が立つというようなお嬢さんには禁物である。それでなくても入り口のショーケースの鶏でかなりのショックを受けているところへひとかかえもあるような大皿に羽毛がむしりとられて因幡の白兎もかくやと思わせるように数匹分の頭をチョンぎられた鶏がのせられてくると女性には死屍累々にみえてくるらしく真青になってつれの男性の腕にしがみついている大和なでしこもいるから、社長のお嬢さんが来星したら支店のライバルをたきつけて彼女を瑞記に案内させるとこいつは人の気持ちが読めない男と烙印をおされて一生ウダツがあがらないかもしれない。

二十年前はスープ付きで一人前が1ドル20セントだったが、それでも麺類の40セントぐらいに比べると割高だった。今は一人分いくらではなく三人でいけばニワトリ10ドル分と内臓3ドル分といったような注文をする。私自身はホーカーフードの場合は一つのものしかたのまない単品主義なのでチキンと内臓だけで十分だがあと二、三点別に注文する人もある。しかしは

らわたの皿には鶏の小さなハツ、腸、レバー、ズリが全部盛られているので韓国焼き肉式に言えば立派にホルモン料理として通用するバラエティーだ。さらに鶏飯屋ではさすが家庭では作らないものに血を固めたものがある。三国史の時代には鶏の血を飲みあって義兄弟になったこともあったそうだからその伝でいけばこの皿の鶏の血を食った連中はみんな義兄弟になりかねない。それにしても塩を加えて蒸して固めたモメン豆腐みたいなこの血は余り旨いものではなく、皿の底に並べて全体のモリをよくするのに使っているだけで、なんでも美味しく食べるのをモットーとしている中国人らしからぬ料理法ではある。

握り飯

昔の海南島では片手に握飯、片手にトリをつかんで食べたそうだから今のチキンライスやシンガポールにきてはじめて擬似洋食の体裁もととのえ、味も洗練されたのではないかと思う。だから香港では多くの人が海南鶏飯はシンガポールが発生地だと思っている人が多い。シンガポールでは鶏飯が天秤棒に担がれて売られていたころはにぎり飯にして客にさしだしていたが、にぎり飯という概念ないし言葉は私の知るかぎりでは中国では海南島にしかない。

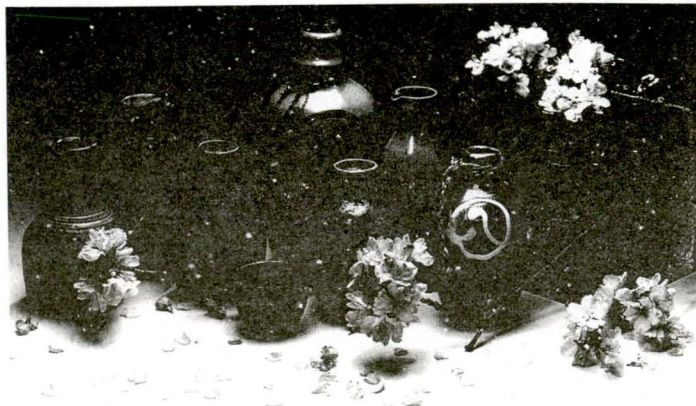
マラッカの赤煉瓦の旧政庁前の橋のたもとの鶏飯屋ではこの握り飯を10個ほど卵の形にしてどんぶりに盛上げてだしてくれ、親子で食べてくださいというシャレなのかも知れないがああぼろぼろの中国飯は空気といっしょに飯が口に入るから旨いのであって、それを握り飯にして固めるとあまりいただけたものではない。今はシンガポールでもこの飯球をだすところは一軒しかないが日本が輸出原産地である当地のアイスカチャン（氷あずき）も昔はニギリにしていたことと相通ずるものがある。

鶏飯はホーカーフードでレストラン料理ではないと書いたが、それでも近年はそのポピュラーさにおされてホテルにまで進出しだした。

とりわけマンダリンのチャターボックスのチキンライスは人気があって一人前がプラスプラスで15ドルもするものの私のペロメーターではピカーとはいいがたい。もっとも立ち食いのジャンクフードで育ち味覚がうまく機

能しない 現代の若ものは雰囲気さえよければ味に文句はつけないので、ホテルにすれば人気メニューの一つにはなった。

そんな風潮に押し流されたのか瑞記も三、四年前に同じミドル路の大きなビルに本格的なレストランを開いて鶏飯を売りに出したが結局二、三年で撤退してしまったようにやはり鶏飯はあくまで庶民的なところが取柄だ。だから私は 今もってミドル路 5.1～5.3にある 昔ながらのひなびた店構えの旧店をこよなくひいきにしている。



会 員 紹 介

* KUREHA CHEMICALS (SINGAPORE) PTE LTD

(呉羽化学シンガポール)

所 在 地 : 78 Shenton Way #08-01A, Singapore 0207

電話番号 : 2217577, Tlx: RS 25460 KCSTO, Fax: 2214356

設 立 : 1989 年 2 月 (登記)、1990 年 11 月 (操業)

形 態 : 子会社

代 表 : 松村 勝之 (社長)

Mr K Matsumura (Managing Director)

従業員数 : 9 名、日本からの派遣社員 3 名

事業内容 : 塩ビ、耐衝撃剤、MBS 樹脂の製造、販売

(会社の特色)

当社はアジア地域における最初の MBS 樹脂製造工場として、今後最も高い需要の伸びが見込めるこの地でしっかり根を張ってゆきたい。

* NISSEI ELECTONICS LTD

Singapore Branch Office

(株) 日製エレクトロニクス

シンガポール支店

所 在 地 : 55 Cuppage Road #10-12, Cuppage Centre, Singapore 0922

電話番号 : 2357900, Fax: 2356193

設 立 : 1988 年 11 月 (登記)、1989 年 10 月 (操業)

形 態 : 支店

代 表 : 金子 展也 (支店長)

Mr N Kaneko (General Manager)

従業員数 : 3 名、日本からの派遣社員 1 名

事業内容 : 電子機器及び各種電子部品

(会社の特色)

弊社はエレクトロニクスの専門商社であり、エレクトロニクス製品を通じて情報化社会に貢献してまいりたいと考えております。

***HOSHO SINGAPORE PTE LTD**

(鳳彰シンガポール)

所在地 : 15 Fishery Port Road, Jurong Industrial Estate Singapore 2261

電話番号 : 2685445, Tlx: RS 50030, Fax: 2651725

設立 : 1977 年7 月 (登記、操業)

形態 : 子会社

代表 : 三宅 源嗣 (社長)

Mr M Miyake (President)

従業員数 : 6 名、日本からの派遣社員 3 名

事業内容 : 農畜水産食品・加工食品・調味料・油類の輸出入。

(すり身・うなぎ・カニ・海老・いか・さば・鮭・鱒・海藻等)

(会社の特色)

紀文グループへの原材料・商品・製品の供給とそのフォローが出来る。

*** SENRI ELECTRONICS (S) PTE LTD**

所在地 : 78 Senoko Drive, Singapore 2775

電話番号 : 7554978, Fax: 7554971

設立 : 1988 年 6 月 (登記)、1989 年 7 月 (操業)

形態 : 合弁

代表 : 千葉 光三 (代表取締役社長)

Mr K Chiba (Managing Director)

従業員数 : 60 名、日本からの派遣社員 1 名

事業内容 : 産業用、工業用、事務機器用等に用いる微細、多層板のプリント回路基板の製造、販売、マーケットは主として ASEAN 各地及び日本、販売は三信電気(株)、URACO IMPEX を通じて行う。

(会社の特色)

多層、微細パターン製品に特化、パターン・デザインから完成品まで行う。少量、多機種に向けた生産ラインを持ち、試作品も歓迎する。

高度な管理技術(日本より導入)と豊富な品質管理技術を駆使し、“信頼性品質と適確納入でお客様に信頼される SENRI”を Company モットーにしている。

* DAI-ICHI SECURITIES CO LTD

Singapore Representative Office

(第一証券株式会社

シンガポール駐在員事務所)



所在地： 50 Raffles Place # 29-02/03, Shell Tower, Singapore 0104

電話番号： 2214141, Tlx: RS 26681 DAISEC, Fax: 2221982

設立： 1989 年 3 月 (登記)

形態： 駐在員事務所

代表： 深津 義雄 (主席駐在員)

Mr Y Fukatsu (Chief Representative)

従業員数： 4 名、日本からの派遣社員 2 名

事業内容： シンガポール並びに近隣諸国の経済、金融、株式市場の調査

(会社の特色)

当社は昨年 10 月で創業 50 周年を迎え「あなたが、まん中」を新たなスローガンに制定した。従来の顧客最優先の姿勢を一步進め、顧客を中心としてそのニーズに QUICK & STEADY なサービスを提供し、顧客の信頼を獲得する事を理念としている。

*** MIURA & ASSOCIATES MANAGEMENT CONSULTANT PTE LTD**

(ミウラ・アンド・アソシエーツ・マネージメント・コンサルタンツ)

所在地：21 Collyer Quay #15-00, Hong Leong Building, Singapore 0104

電話番号：2261109, Fax: 2259198

設立：1989年5月（登記）、1989年6月（操業）

形態：その他

代表：三浦 港治（代表取締役）

Mr K Miura (Managing Director)

従業員数：2名、日本からの派遣社員1名

事業内容：法務（SINGAPORE & MALAYSIA）事項… CONTRACT,

AGREEMENT, MEMORANDUM, 不動産契約書等の REVIEW 等の
コンサルティング・コーディネータ。

進出に伴う会社設立から事業開始に伴う種々のコンサルティング。

進出に伴う人事問題及び就業規則のコンサルティング

（会社の特色）

上記事業内容の充実したサービスにより各企業とシンガポールに於ける良きパイプ役となり進出日系企業とシンガポール経費にいくばくなくとも貢献して行きたい。

理事会の動き

第242回、1989年9月12日（火）午後12時30分～

議事に先立ち、加藤理事（日本航空）から着任のご挨拶があった。

以下の議事は、一時帰国中の野口会頭に代わり、名取副会頭が会頭代行として司会・進行役を務めた。

議 事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審議事項

(1) 副会頭の人選について

川添副会頭（東芝）ご帰国に伴う工業部会関係代表の後任副会頭の人選について、川添副会頭を中心に調整が進められた結果、伊藤理事（日立エレクトロニック・デバイス）が推薦された。ご本人の同意を得た上で、9月4日開催の運営担当理事会にて承認され、最終的に本日の理事会にて諮ったところ、全会一致にて承認された。選任された後、伊藤新副会頭からご就任の挨拶があった。

(2) 広報文化会議について

シンガポール日本大使館及び海外広報協会（本部・東京）からJCCIに対し、標記会議（9月15日・シンガポールにて開催）の共催団体の一つとしての協力並びに名義使用についての依頼があった。開催日程が差し迫っていたため、9月4日開催の運営担当理事会にて検討し、事前に承諾した。その結果を改めて本日の理事会にて報告し、了承を得た。

なお、標記会議は過去にタイ、マレーシア、インドネシアで開催されており、基本的なテーマとして、各国に出ている日系企業及び日本人サークルが現地社会といかに付合い、いかに共存していくについて話し合われている。

会議の結果、現地として今後地域社会とのかかわり合いを進める中で参考となる事があればそれを取り上げ、さらに日本政府に対し、現地側として要望すべきことがあればそれを取り上げて頂けるよう働きかける。

(3) 日経連セミナーについて

標記セミナーについては、既に7月度理事会にて検討し、当地の実情にあったセミナーとなるよう日経連に対し手直しをお願いした。

その結果、日程の短縮（当初予定4日→2日半）、一般的な講義課目の削除等JCOI側の要望を考慮したセミナー開催案が提示された。理事会にて本件セミナーの後援団体としてのJCOIの名義使用について諮ったところ、承認された。また、講義の概要を事務局にてあずかっているの、事前に関係者にて検討を加え、講演内容がローカル・スタッフ幹部の無用の誤解を生まないよう十分に配慮することとなった。セミナーの予定は、11月15日～17日の3日間で最終日は半日。主催者は日本経営者団体連盟及びシンガポール雇用者連盟(SNEF)

(4) シンガポール雇用者連盟(SNEF)のCOUNCIL MEMBERの交替について

野口理事（当時）が会頭に就任するにあたり、SNEFに対しCOUNCIL MEMBERを退き、新たにJCOIとして浜石理事（三菱銀行）を推薦したい旨の連絡を申し出ていたところ、先方より正式に浜石理事をCOUNCIL MEMBERとしてお迎えしたい旨の文書連絡があった。本件を改めて理事会にて報告し、承認を得た。その後、浜石理事よりご就任の挨拶があった。

3. 報告事項

(1) 20周年記念事業について

8月度理事会にて了承を得た事務局原案について一部手直しを含め、8月16日及び31日の2回にわたって20周年記念事業担当理事ミーティングを開催し、事業の具体化に向けて検討した。

① 20周年記念特別号の発行

9月1日開催の広報委員会（委員長：加藤理事・日本航空）にて記念号の名称を検討した結果、特別な名称をつけるのではなく、標記の通りの名称にて発行することになった。原稿の依頼は本日

の理事会後なるべく早いうちに行う。枚数は400字詰2枚～4枚。
テーマは、シンガポール—きのう、きょう、あした—とし、会社、個人等の身の回りに関することでシンガポールに結びついた内容とする。
読み易くするため、なるべく写真・イラストの提供を併せてお願いする。

② 20周年記念チェバー・ゴルフ大会

現在171社の応募があり、9月18日以降には第1回戦の案内が参加会員企業の手許に届くよう準備を進める。担当は東垣内理事（新日本）、稲垣理事（日商岩井）、山田理事（三井銀行）。

③ シンガポール「企業経営ガイド」ブックの改訂

8月17日開催の経営研究委員会にてメンバーのうち、手柴氏（野村総研）をヘッドに、佐久山理事（ハイモールド）、安川顧問（吉川ケミカルス）、今中氏（ミキ・シンガポール）、大淵氏（東京銀行）の各氏を改訂のため作業部会メンバーとして選出。

8月30日、9月6日の2度にわたり、改訂版の内容（目次など）及び執筆依頼者の検討を行った。9月21日の経営研究委員会にて報告し、その後、執筆原稿の依頼を行う。

④ 20周年記念会員講演会

特に外部から講師を招くことはせず、会員企業の集まりであるチェンバーの20周年にふさわしくなるべくメンバーの中から特定の人を選び、開催する。担当は、末永理事（ザ・ポリオレフィン・カンパニー）、国松理事（JTB）、池上理事（ナショナル・オキシジェン）。

⑤ 20周年記念品

8月16日開催の20周年記念事業担当理事ミーティングにてシンガポールの名所をちりばめたセラゴーン・ピューターを全会員に配布することが承認され、既に発注を終わった。

以上の20周年関連行事に加え、8月31日に開催された記念行事担当理事ミーティングにおいて以下の2点が検討課題として取り上げられる事となった。

- ① JCCI 20周年記念事業の一環として、シンガポールの建国25周年祝賀行事について具体的な催しを検討する。催しの実現にむけて全会員を対象に募金活動を行う。担当として名取副会頭（丸紅）、高田理事（第一勧業銀行）、伊藤理事（日立エレクトロニック・ディバイシズ）が当たり、大使館から成宮一等書記官をオブザーバーに迎える。
- ② JAPAN FUND（仮称）設立のためのフィージビリティ・スタディーを行う。スタディー・メンバーとして野口会頭（住友商事）、川俣理事（鹿島建設）、加藤理事（日本航空）のJCCI 20周年記念事業担当理事がこの任に当たり、FUND実現の可能性を含め、時間をかけて検討する。

2点の検討課題について、提起されるに至った経過報告を行った後、引き続き出席理事から意見を聴取した。その結果、シンガポール建国25周年祝賀行事を執行するにしても、JAPAN FUND（仮称）を設立するにしても、現在のJCCI予算とは別ワクで、会員企業から幅広く募金をつのらざるを得ない点では一致をみたものの、果して記念祝賀行事とファンド構想とを別のものとして切り離した方が適切かどうかについては意見の一致は得られなかった。

次回10月度理事会までに20周年記念事業担当理事者間にて検討を加え、再度理事会に提案し、議論を進めることとなった。

(3)部会・委員会等開催報告

☆部 会

- | | |
|----------|--------------|
| 8月10日（木） | 観光・流通・サービス部会 |
| 24日（木） | 建設部会 |

☆委員会

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 8月16日（水） | 第1回JCCI 20周年記念事業委員会 |
| 17日（木） | 経営研究委員会 |
| 30日（水） | 経営研究委員会（シンガポールにおける企業経営ガイド・ブック改訂小委員会） |
| 31日（木） | 第2回JCCI 20周年記念事業委員会 |

- 9月 1日(金) 広報委員会
 4日(火) 運営担当理事会
 6日(水) 経営研究委員会(シンガポールにおける企業経営ガイド・ブック改訂小委員会)

☆懇談会等

- 8月 15日(火) 寺島・三和銀行香港支店・副調査役との懇談
 17日(木) MR. P.C. LOW・CONSUMER MANAGEMENT SERVICE
 GENERAL MANAGER との懇談
 19日(土) 朝吹・社団法人海外広報協会・専務理事他との
 懇談(公使、日本人会事務局長同席)
 22日(火) 運営担当理事会メンバーと日本人会代表との懇談
 25日(金) 山崎・市田株式会社・総合企画本部・宣伝・広報
 主管との懇談
 29日(火) 岩崎・社団法人海外コンサルティング企業協会・
 研究員他との懇談
 30日(水) 児玉・呉羽化学工業株式会社・取締役社長他との
 懇談
 31日(木) 杉浦・社団法人大阪中小企業振興協会・相談指
 導室長及び村社・大阪府立産業開発研究所・産
 業経済部・産業調査課長他との懇談
 9月 1日(金) 大川・株式会社山一証券研究所・香港事務所・
 所長他との懇談
 4日(月) 桐生・大蔵省主税局税制第三課・税制専門官及
 び安主・国税庁直税部審理室・課長補佐他との
 懇談
 5日(火) 柴田・日本経営者団体連盟・国際センター・
 プロジェクト・マネージャーとの懇談
 6日(水) 社団法人栃木県経営者協会・アジアNICS労働
 経済事情視察団ご一行、菊池副会頭表敬訪問及
 び懇談

9 月 7 日 (木)

DR. JASEPH M. PUTTI ・ シンガポール大学

ASSOCIATE PROFESSOR との懇談

4. 入・退会

(1) 入会 (5 社)

☆ DAI-ICHI SECURITIES CO LTD

☆ HOSHO SINGAPORE PTE LTD

☆ SENRI ELECTRONICS (S) PTE LTD

☆ MIURA & ASSOCIATES MANAGEMENT CONSULTANTS PTE LTD

☆ PIONEER ELECTRONICS (S) PTE LTD

(2) 退会 (0 社)

(3) 1989 年 9 月 12 日現在の会員数 : 537 社 (前月比 5 社増)

5. 会計報告

1989 年 8 月の会計報告として、高橋財務委員作成の会計報告書を理事会出席者全員に配布した。

以上

9月の主な経済記事

9月4日 • シンガポール経済は、1989年第2四半期に9%という好調な伸びを記録した。これと第1四半期の9.2%の成長率を合わせると、今年上半期の成長率は9.1%に達している。

通産省はこうした上半期の好調な経済成長を踏まえて、1989年経済成長見通しを当初の6~7%から上方修正している。同省はOECD（経済協力開発機構）の主要加盟国が、現在の経済成長率を維持し、しかも経済的に不測の事態が生じないことを前提に、1989年の経済成長は7.5~8.5%に達すると予想している。

第2四半期の経済成長をリードしたのは金融・ビジネスサービス部門で、その伸び率は13%と、昨年同期の7.6%を大きく上回った。製造部門の伸びは8.6%と、昨年同期の2.2%に比べると大幅に鈍化した。これは製造業のトップを占めている電子工業のスローダウンに起因したものである。機械や輸送設備など、ほかの業種はかなりよい実績を挙げた。商業部門は8.9%、運輸・通信部門は9.5%の伸びを見たが、建設部門は4.3%のマイナス成長を記録した。

▲投資

投資面では製造業は引続き最も重要な役割を演じ、第2四半期の投資約定額は4億9400万Sドルに達した。その結果、今年上半期の投資約定額は9億7000万Sドルと、昨年同期の9億4600万Sドルを上回った。投資約定額の大半は、電子システム・コンポーネント（44%）、と化学品（32%）の製造に向けられている。

サービス部門への投資約定額は、ビジネス支出が7100万Sドル、固定資産投資が4300万Sドルに達している。第2四半期の主なプロジェクトは教育、医療、情報技術サービス、営業本部活動などに関するものだった。

▲成長への寄与度

第2四半期の総需要は10%の伸びを記録、外需が同伸び率全体の約5分の4に、内需が同5分の1に寄与した。

外需の伸びは12%と、昨年同期の29%に比べると大幅な鈍化を示した。こうした鈍化の最大の要因としては、商品輸出の伸びがエレクトロニクス輸出の不振を背景に、昨年の32%からわずかに12%に下がったことが挙げられる。また、サービス輸出も、昨年同期の12%から11%に伸び率がやや鈍化した。

一方、個人と政府方面の消費支出及び総資本形成から成る内需は、第2四半期に6.8%の伸びを記録した。

▲雇用

第2四半期には1万9700件の新規就業機会が創出された。このうち、非建設部門が1万900件、建設部門が8000件を占めた。

製造業では新たに5100件の就業機会が創出されたが、昨年同期の1万400件に比べて大幅に縮小した。急成長の金融・ビジネスサービスの就業機会は3600件増え、昨年同期の900件を大きく上回った。さらに商業で400件、運輸・通信で900件の新規就業機会が創出された。

▲労相、ワーク・パーミット増発を拒否

一方、先週木曜の国会では、リー・ヨクスワン労相がシンガポールへの外人労働者の流入を、引続き規制する政府方針について説明した。

複数の国会議員は労働市場が逼迫している状況を配慮し、ワーク・パーミット発行条件を緩和するよう強く求めたが、労相は、外人労働者に対する需要をすべて満たすことはできないとこうした要求を退けた。

同相によれば、政府はより競争力を備えた国内経済の樹立と、

国民により高い賃金の仕事を与えることを目指している。したがって、政府は未熟練工の導入を増やすことで経済成長を加速することはできない。労働市場が逼迫する中で、外人労働者の流入を引続き抑制することから、今後は輸出指向型で高生産性・高付加価値の諸部門に、外人労働者をできるだけ割り当てることを目標としなければならない。経済成長につれて、高付加価値の諸部門に一段と力を入れる一方、低付加価値の事業は徐々に放棄していくと言う。

＜シンガポールの国内総生産（GDP）＞

	1988				1989	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期
	前年同期比成長率（％）					
総合	11.6	11.1	11.8	9.7	9.2	9.0
製造業	21.5	21.9	18.6	12.6	11.1	8.6
建設業	-7.9	-6.5	-4.9	-2.0	0.0	-4.3
商業	19.5	15.8	16.3	16.4	7.6	8.9
運輸通信業	11.4	10.5	9.3	9.9	9.2	9.5
金融・ビジネスサービス	8.4	7.6	9.5	8.9	12.4	13.3
	季節的要因調整後の成長率（％）					
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期
	前年同期比成長率（％）					
総合	12.7	10.1	10.7	5.0	9.5	9.5
製造業	16.1	19.5	10.0	5.0	9.7	7.9
建設業	-16.7	-0.1	7.2	4.2	-10.5	-16.5
商業	22.7	10.5	5.3	8.9	-10.7	16.2
運輸通信業	12.4	6.9	9.4	10.7	9.3	9.3
金融・ビジネス サービス	5.3	5.5	15.4	8.9	20.1	9.4

（1985年価格基準）

- 5日 ● 国内118社の製造会社は、今年の全国賃金審議会（NWC）昇給交渉の結果、平均6.5％の基本給の昇給を認めている。
- 全国労働組合会議（NTUC）の調査によれば 同昇給率は、昨年のそれを2％ポイント上回っている。しかし、同率にはな

お大多数の企業で進められている可變的なボーナスが含まれていない。また、すべての労働者が6.5%前後の基本給の引き上げを認められた訳ではなく、個々の昇給率は最低の2%から、最高の17%まで様々である。(下表参照)さらに2桁台の昇給を認めたのは118社中10社に過ぎず、またこれら10社のうち8社は、労使交渉に先立って賃金調整を行っており、同調整分を含めなければ、その数はわずか2社と言うことになる。

各業種別に見ると、飲食品製造業界の平均昇給率が9.4%と最も高く、金属工業界の7.7%がこれに次いでいる。

ちなみに昨年、賃金調整を行った63社の昇給率は平均5%だった。(聯合早報9月3日、ザ・ニューペーパー9月2,3日)

<<各社の昇給率>>

昇給率(%)	企業数
1.5以下	0
1.5～3.0	9
3.0～4.5	27
4.5～6.0	25
6.0～7.5	20
7.5～9.0	16
9.0～10.5	13
10.5～12.0	4
12.0～13.5	1
13.5以上	3

*ニュース・ソース: NTUCニュース

- 19日 • 全国労働組合会議 (NTUC) の書記長を務めるオン・テンチヨン第2副首相は先週、港灣労組の晚餐会の席上、政府の定年引き上げの呼掛けに対して日系、英国系、スカンジナビア系の外資企業の反応が遅いと指摘した。

NTUCの調査によれば、米系、フランス系、ドイツ系、オランダ系企業は、定年引き上げを実施したところが多いが、こ

れに対し英系、日系、スカンジナビア系の企業は定年引き上げにあまり積極的でないと言う。オン副首相は席上、「人手不足の現状を考えても、労働者を55歳で退職させることは、経済的に無駄である」と指摘するとともに、「そのうえ、55歳という年齢で、別の就職口を探すことを強いるのは道義性にも欠けるらいがある」と付け加えた。

オン副首相はまた、「NTUCは、この呼掛けに対する反応があまり遅い場合には、1～2年以内に定年引き上げを義務づける法案を導入することを強く支持しているが、こうした措置が導入される以前に、企業が積極的に定年を引き上げることを望んでいる」と述べた。

<<外資企業の定年制>>

定年

企業国籍	55歳	55歳以上	企業合計
Dutch	0 (0%)	4 (100%)	4
French	3 (21.43%)	11 (78.57%)	14
American	11 (26.83%)	30 (73.17%)	41
German	3 (27.27%)	8 (72.73%)	11
Scandinavian	6 (42.86%)	8 (57.14%)	14
Japanese	54 (52.94%)	48 (47.06%)	102
British	18 (54.55%)	15 (45.45%)	33
Total	95 (43.38%)	124 (56.62%)	219

Source: NTUC Survey

NTUC発行のニュースレター“NTUCニュース”によれば、NTUCは先頃、日本商工会議所と英国ビジネス協会(BBA)に対し、定年引き上げを求める文書を送付したと言う。

定年引き上げの実施状況は、工業・サービス両部門とも類似している。しかしサービス部門では、特に保険、ホテル、銀行、運送各業界の反応が良好である。NTUCの調査対象となった保険会社は、いずれも定年を60歳にまで引き上げているほか、ホテルも90%が55歳以上を定年としている。(ST9月17日)

20日 • オン・テンション第2副首相は先週、日系、英系、スカンジナビア系の企業は、定年引き上げに消極的であると指摘したが、閣僚によるこの種の批判は、過去2年以上にわたって企業に自発的な定年引き上げを呼びかけてきた政府が、最近企業の反応の遅さにしびれを切らせ始めたことを暗示している。

定年引き上げの問題は、1987年7月頃からすでに討議されている。当時、リー・ヨクスアン労相は、民間部門が自発的に定年を60歳に引き上げることを望むと発言、その後、翌年3月に政府は定年引き上げ案の法制化を検討していることを明らかにした。リー労相はその後、企業の自発的な定年引き上げを強く求めていたが、今年1月には企業への期待を喪失したのか、1992年までに定年引き上げを義務づける法案を導入すると発表、さらに今月に入っては、その導入時期について、早ければ来年と語っている。

オン副首相の先週の発言は、民間企業に定年引き上げを求める政府の一層の努力を反映するのであるが、政府は今回初めて、反応の遅い企業の国籍を明らかにし、一般の目をこれらの企業に集中させた。政府はそうすることで、これらの企業が早急に定年引き上げを実行することを望んでいるのであろう。

労働力不足に悩むシンガポールが、定年引き上げを望むのは自然と言えるが、この措置が法律化されとなれば、様々な問題が検討されなければならない。例えば、定年が60歳に引き上げられた際には、中央積立基金(CPF)の積立金引出し年齢も60歳に修整されるのだろうか？また体力のある若者を必要とする国軍、警察関係の定年制は、こうした法律の適用によってどのように左右されるのだろうか？そして、シンガポールへの投資の流れに対する影響は？本社が55歳という固定定年制を主張した場合、シンガポールへの進出を希望する企業は、どのように対処するのだろうか？シンガポール政府も、こうし

た様々な問題の発生を見通して、企業の自発的な定年引き上げを望んだと予想される。しかし現状から判断して、定年引き上げ法案の導入は避けられないようだ。

- 20日 ● 「米ソの関係が改善し、世界の緊張が緩和したと言っても、極東におけるソ連の軍事力が削減されない現状では、アセアンは域内の安全確保のために、引続きアメリカの力を借りる必要がある。」

リー・クアンユー首相は最近、タイのネーション紙のインタビューに応じて、以上の見解を語った。

それによると、今日、日本でさえ安全及び経済実務上で米国の援助を必要としており、工業力の弱体なアセアンにおいてはなおさらである。かりに30～40年後に、アセアンが今日の日本と同レベルの工業化を実現できた際には、状況は変化するだろう。

また、万ーゴルバチョフ書記長の改革が失敗し、ソ連がその時依然として軍事的優勢を保っているなら、世界は決して太平ではいられない。ソ連はあるいはその強大な軍事力を背景に、別の出路を求めるかも知れない。しかし、ゴルバチョフの改革と開放政策が10年以上にわたって維持されるなら、新たな状況が生じる可能性もあると言う。

ネーション紙は同報道の中で、「シンガポールが少なくともF16戦闘機1箇中隊の駐留を米国に求め、これによってソ連及び域内の強国、特にインドネシアに対する牽制効果を狙っている」と、外交消息筋の発言を紹介するとともに、「インドネシアは東南アジアに存在する外国基地が、いずれも暫定的なものとする」とするインドネシアのアラタス外相の発言を引用、その上でリー首相に、インドネシアのこうした立場とシンガポールの米軍に対する軍事施設提案は、相互に矛盾しないかと質問した。

リー首相はこれに対して、シンガポール軍事施設提供提案も暫定的なもので、決してインドネシアの立場と相違するものではないと答えた。首相はさらに、軍事科学技術が日進月歩する中で、15～20年後には今日のように多くの前進基地を維持する必要がなくなるかも知れないと語った。

首相はまた、シンガポールは米軍基地問題で、アセアンの他の加盟国と論争するつもりはないが、今回の一件で各国の立場が明らかにされたことは良いことであると指摘した。

リー首相は同インタビューの中で、このほか外人労働者問題やタイ南部半島部の開発計画を巡る<星・タイ>2国間問題及びカンボジア和平問題等について、その見解を明らかにしている。(各紙9月19日)

- 21日 • 日本大蔵省の発表によれば、日本の昨年度(今年3月締め)のシンガポールへの直接投資額は、前年度比51.2%増の7億4700万USドルを記録した。この額は、日本の国別対外投資としては9番目に大きい。

日本の東南アジアへの投資で特に目立つのはタイにおける投資の増大で、その額は8億5900万USドルと、前年度を243%も上回っている。

昨年、日本はアセアン地域に、78%増の総額27億1000万USドルを投資した。日本の新興工業経済群(NIEs)への投資の成長率は、昨年度26.5%にとどまったが、これはNIEsの労働コストの上昇で、アセアン諸国に移転した日系企業が増えたためと予想されている。(BT9月20日)

廣 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (10 October 1989)

- * BROTHER INTERNATIONAL SINGAPORE PTE LTD
Mr F Shirazawa (Managing Director)
141 Middle Road #01-02
GSM Building
Singapore 0718
Tel: 3390311
Fax: 3384287
 - * RENO INTERNATIONAL (ASIA) PTE LTD
Mr T Kono (Managing Director)
10 Collyer Quay #05-08
Ocean Building
Singapore 0104
Tel: 5350028
Tlx: RS 25308
Fax: 5355473
 - * SIKO PACK (S) PTE LTD
Mr T Shiraishi (Managing Director)
10 Tuas Avenue 8
Jurong
Singapore 2263
Tel: 8611202/3
Fax: 8611628
 - * SUMITO ELECTRIC INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD
Mr J Kiriya (Managing Director)
6001 Beach Road #12-04
Golden Mile Tower
Singapore 0719
Tel: 2917525
Fax: 2917502
 - * OKASAN SECURITIES CO LTD
Singapore Representative Office
Mr T Ishijima (Chief Representative)
10 Collyer Quay #16-01A
Ocean Building
Singapore 0104
Tel: 5324588
Tlx: RS 26395 OKASAN
Fax: 5326488
 - * UTOKU ENGINEERING PTE LTD
Mr M Tsutsui (Managing Director)
26 Gul Road
Jurong
Singapore 2262
Tel: 8610566
Fax: 8617734
 - * THE CITY OF OSAKA
Singapore Representative Office
Mr S Kanae (Executive Director)
5 Shenton Way #32-08
UIC Building
Singapore 0106
Tel: 2208588
Fax: 2249980
- ** CHANGE OF ADDRESS
- * JAPAN TOURS (PTE) LTD
400 Orchard Road #18-05
Orchard Tower
Singapore 0923
Tel: 7322233
Fax: 2358787

** CHANGE OF ADDRESS

* MARUZEN ASIA (PTE) LTD

2 Finlayson Green # 12-05

Asia Insurance Building

Singapore 0104

Tel: 2244555

Tlx: RS 22826

Fax: 2242809

* MURATA ELECTRONICS SINGAPORE (PTE) LTD

200 Yishun Avenue 7

Singapore 2776

Tel: 7584233

Tlx: RS 21127 MURASIN

Fax: 7536181

** CHANGE OF COMPANY'S NAME

* NOMURA CO LTD

From Nomura Display Co Ltd

To NOMURA CO LTD

* NIKKO COMPUTER SYSTEMS (S) PTE LTD

From Nippon Computer Systems & Services Pte Ltd

To NIKKO COMPUTER SYSTEMS (S) PTE LTD

* HDM ADVERTISING PTE LTD

From HDM Dyr Advertising Pte Ltd

To HDM ADVERTISING PTE LTD

* NAKAGAWA KOGYO PTE LTD

From Nakagawa Corrosion Protecting Co Ltd

To NAKAGAWA KOGYO PTE LTD

* TOKO LINE (SINGAPORE) PTE LTD

From Toko Kaiun Kaisha, Ltd

To TOKO LINE (SINGAPORE) PTE LTD

資料案内

国内一般

シンガポール共和国移住法	-----	S\$15
民事法	-----	S\$ 5
刑法（暫定規定法）	-----	S\$10
公益事業法	-----	S\$10
貿易開発委員会	----- (会 員) -----	S\$ 5
	----- (非会員) -----	S\$ 8

投資関係

経済拡大奨励（所得税免除）法〈改訂版・原文付〉	----- (会 員) -----	S\$35
	----- (非会員) -----	S\$40
経済拡大奨励（所得税免除）法1987年改正法	----- (会 員) -----	S\$10
	----- (非会員) -----	S\$20
法律（改正）時報第21号（経済拡大奨励法及び所得税法改正法）	-----	S\$ 5

租税・税制

法律第2号共和国所得税法改正（1973年）	-----	S\$ 5
法律第13号共和国所得税法改正（1977年）	-----	S\$ 5
法律第17号共和国所得税法改正（1980年）	-----	S\$ 5
法律第20号共和国所得税（改正）令	-----	S\$ 5
シンガポールとの租税（所得）条約	-----	S\$ 5
シンガポールの租税	-----	S\$20
所得税法〈改訂版〉	----- (会 員) -----	S\$30
	----- (非会員) -----	S\$40
所得税法・1985年改正法	-----	S\$ 5
所得税法1986年・1988年改正法	----- (会 員) -----	S\$15
	----- (非会員) -----	S\$25
シンガポールとの租税（所得）条約〈改訂版〉	----- (会 員) -----	S\$20
	----- (非会員) -----	S\$30
関税法（第133 編）関税令〈1985年版〉	----- (会 員) -----	S\$15
	----- (非会員) -----	S\$20

会社法

法律第1号（共和国会社法改正）1970年	-----	S\$ 5
法律第4号（共和国会社法改正）1974年	-----	S\$ 5
法律19号1980年中央厚生年金法告示（付表の入替）	-----	S\$ 5
法律16号（会社の買収及び合併に関する）	-----	S\$ 5
シンガポール共和国会社法	----- (会 員) -----	S\$80
	----- (非会員) -----	S\$90
会社法・1984年改正	----- (会 員) -----	S\$30
	----- (非会員) -----	S\$40
シンガポール共和国憲法（再版）	----- (会 員) -----	S\$10
	----- (非会員) -----	S\$15
憲法改正法（1984，1985年）	-----	S\$ 5
国会議員選挙法（再版）	----- (会 員) -----	S\$10
	----- (非会員) -----	S\$15
事業登記法（1973年法律第36号）	----- (会 員) -----	S\$15
	----- (非会員) -----	S\$20
買収および合併に関する基準	-----	S\$20

為替管理・関税

法律時報第6号	S\$ 5
金融業者法	S\$10
財務諸表公開原則	S\$20

業種別規則

法律第18号工場法改正法 (1973年)	S\$ 5
大気汚染防止法	S\$15

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$10
価格規則法	S\$ 5
1975年水質汚染規則制及排水法	S\$10
1971年海洋汚染防止法	S\$ 5
印刷・出版業者法	(会 員) S\$ 2
	(非会員) S\$ 3

労働関係

労働組合法 (1977年)	S\$10
法律第3号 (共和国労働雇用法改正) 1970年	S\$ 5
法律 (改正) 時報 (第25号) 1981年中央厚生年金法 (付録入替) 告示	S\$ 5
法律 (改正) 時報 (第26号) 1981年雇用 (年間賃金勧告) 告示	S\$ 5
法律 (改正) 時報第22号 (雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第23号 (中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
労働雇用法 (1976年幼少年雇用規則)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第24号 (中央厚生年金改正法)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第27号 (中央厚生年金法を改正する法律)	S\$ 5
シンガポール共和国雇用法 (改訂版)	(会 員) S\$20
	(非会員) S\$30
中央厚生年金法 (改訂版)	S\$ 5
労働三法 (雇用法・組合法・関係法)	S\$30

商工会議所出版物

業種別会員名簿 (1987/1988年)	(会 員) S\$15
	(非会員) S\$30
月報 (各月号)	S\$ 8
1987年度賃金改訂、最近の労働条件及び 福利厚生等の実態に関する調査報告書	(会 員) S\$25
	(非会員) S\$50
シンガポールにおける企業経営ガイド	(会 員) S\$20
	(非会員) S\$30

編集後記

単身赴任も早や一年余を経過。新しい人達との交わり、新しい人達との交わり、新しい環境との遭遇といろいろあったが、中でも離れて暮らしている家族とのコミュニケーション。日本に居る時は仕事に追われ会話する機会も少ない日々であったが、離れてみれば気になることも多く、電話、手紙によるコミュニケーションではあるがより深く連絡をとりあうようになったことを嬉しく思っている今日この頃です。

独白はさて置き、今月号も多数ご寄稿を頂戴致しました。

シンガポールのコンピューター事情について NEC シンガポールの上地氏
に、ガーデンシティの維持管理、計画等についての舞台裏をランドスケープ・アーキテクトの稲田氏に。日本人会診療所で私共の健康管理・治療にご苦勞下っている本多先生には B型肝炎について、今中氏にはチキンライス、にぎり飯についての一考をご執筆いただきました。ご多忙な中ご寄稿をいただき心より御礼申し上げます。

11月号の担当は東京銀行松谷と博報堂山野井でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



PSA CONTAINER YARD (PASIR PANJANG)

M. C. I. (P) No. 76 / 4 / 89

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

10 SHENTON WAY #12-04/05/06 (12th Storey) MAS BUILDING SINGAPORE 0207

COVER : PRINTED BY
TOPPAN PRINTING CO., (S) PTE., LTD.
TEXT : PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way #02-11/12
Singapore 1334. TEL : 2923831